

要綱等に規定する委員会等の設置状況

資料3-2

主管課	根拠とする要綱等	設置目的	公募委員の規定	委員定数	任期	現在の設置状況	現在の委員数	うち公募委員数	公募委員の選出方法
企画課	丸亀市行政評価実施要綱	効果的かつ効率的な市政運営に資するとともに、市政の透明性の確保と行政サービスの向上を図るため行政評価を実施するが、評価に客観性、公平性を確保するために外部評価を実施するため。	あり	8人	2年	平成22年7月1日から平成24年6月30日まで	6人	1人 (公募に準じるもの)	公募委員の選出と同様であるが、選定委員会を設けて、応募動機などを総合的に評価して決定
財政課	丸亀市総合評価審査委員会設置要綱	市が発注する建設工事において、地方自治法施行令第167条の10の2に規定する総合評価一般競争入札及び第167条の12に規定する総合評価指名競争入札の実施に当たり必要なる評価を行うため。	なし	3人	2年	平成22年4月13日から平成24年3月31日まで	3人	0人	-
図書館	子どもの読書活動推進協議会	子どもの読書活動の推進に関する施策の推進を図るため。	あり	10人	2年	平成22年6月1日から平成24年5月31日まで	10人	2人	選定委員会を設けて提出作文などを評価して決定
生涯学習課	丸亀市放課後子どもプラン運営委員会設置要綱	放課後子どもプランを総合的かつ計画的に推進するため。	なし	15人	2年	平成22年1月31日から平成24年1月30日まで	12人	0人	-
介護支援課	丸亀市地域密着型サービス運営委員会設置要綱	介護保険サービスの一つである地域密着型サービスの適正な運営を確保するため。	なし(サービス利用者、被保険者枠を設けている)	10人	2年	平成22年3月1日から平成24年2月29日まで	10人	0人	(サービス利用者、被保険者を代表して市老人クラブ連合会より委員の推薦により委嘱)
介護支援課	丸亀市地域包括支援センター運営協議会設置要綱	丸亀市地域包括支援センターの適切な運営、公平・中立性の確保その他センターの円滑かつ適正な運営を図るため。	あり	14人	2年	平成22年3月1日から平成24年2月29日まで	14人	2人	協議会委員の選出と同様であるが、選定委員会を設けて、応募動機などを総合的に評価して決定

主管課	根拠とする要綱等	設置目的	公募委員の規定	委員定数	任期	現在の設置状況	現在の委員数	うち公募委員数	公募委員の選出方法
教育委員会総務課	丸亀市小中一貫教育推進協議会設置要綱	小中一貫教育を円滑に推進するため、学校、地域、および教育委員会(または推進本部)が連携し、協議することを目的とする。	なし	なし	1年	平成22年6月23日から平成23年3月31日まで	15人	なし	—
学校給食センター	丸亀市学校給食食物アレルギー一検討委員会設置要綱	食物アレルギーを持つ児童・生徒の健康な生活と健やかな成長を目的に、食物アレルギー対応の学校給食について検討するため。	なし	16人	2年	平成21年7月28日から平成23年7月27日まで	16人	0人	
上下水道部経営課	丸亀市上下水道部整備事業	水道施設整備事業の効率的な執行及びその実施過程の透明性を一層の向上を図るとともに、事業計画の妥当性を検証するため。	なし	5人以内	年度の末日	なし	なし		
児童課	丸亀市発達障害児支援協働事業推進委員会設置要綱	発達障害児とその保護者並びに関係者を支援することを目的とする。	なし	15人以内	2年	平成21年5月12日から平成23年5月11日まで	9人	0人	次に掲げる者がうちから市長が委嘱する (1)学識経験者 (2)市立保育所の代表 (3)市立幼稚園の代表 (4)関係行政機関等の職員 (5)地域における児童福祉の関係者